

令和5年度（2023年度）北海道保育対策総合支援事業費補助金 別表1 新旧対照表

新					旧					改正内容
1 事業	2 補助 事業者	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 事業	2 補助 事業者	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	
1 保育体制強化事業  (略)	(略)	1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000円 2. 児童の園外活動の見守り等 ①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 1か所当たり月額 45,000円 ② <u>その他の場合</u>  1か所当たり月額 45,000円 ※①、②は1か所につき一方のみ 3. <u>スポット支援員の配置</u> 1か所当たり月額 <u>45,000円</u>	(略)	(略)	1 保育体制強化事業  「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号）の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱」により、市町村が行う事業。	市町村 (札幌市、旭川市、函館市を含む。)	1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000円 2. 児童の園外活動の見守り等 ①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 1か所当たり月額 45,000円 ② <u>安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者に謝金を支払う場合又は委託する場合</u> 1か所当たり月額 45,000円 ※①、②は1か所につき一方のみ	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、報償費、旅費、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/4以内	国要綱に準じ文言整理
<u>2 保育補助者雇上強化事業</u>  <u>「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号）の別添7に定める「保育体制強化事業実施要綱」により、市町村が行う事業。</u>	市町村 (札幌市、旭川市、函館市を除く。)	1. <u>利用定員が121人未満の施設の場合</u> 1か所当たり年額 <u>2,309,000円</u> ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。 1か所当たり年額 <u>3,079,000円</u> 2. <u>利用定員が121人以上の施設の場合</u> 1か所当たり年額 <u>4,618,000円</u> ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。 1か所当たり年額 <u>6,158,000円</u>	<u>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</u>	<u>1/8以内</u>	<u>(新設)</u>					項目の追加  事業追加

<p>3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」(平成29年4月28日雇児発0428第4号)の別添2に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により、市町村が行う事業。</p>	<p>市町村 (札幌市、旭川市、函館市を除く。)</p>	<p>1市町村当たり年額 354,000円</p>	<p>認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び貸借料、負担金、補助及び交付金</p>	<p>2/3以内</p>	<p>番号整理</p>
<p>4 医療的ケア児保育支援事業</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり年額 5,290,000円 (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1か所当たり年額 4,950,000円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師などを複数配置している場合</p>	<p>医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、<u>受講料</u></p> <p>3/4以内 (注) 5/6以内</p>	<p>3 医療的ケア児保育支援事業</p> <p>「多様な保育促進事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第4号)の別添3に定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業。</p>	<p>市町村 (札幌市、旭川市、函館市を除く。)</p>	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり年額 5,290,000円 (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1か所当たり年額 4,950,000円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師などを複数配置している場合</p>	<p>医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>3/4以内 (注) 5/6以内</p>	<p>番号整理</p> <p>対象経費の追加</p>

		<p>は5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000円を加算する。</p> <p><u>(3) 巡回による看護師配置を行った場合(医療的ケア巡回型)</u></p> <p>1 自治体当たり年額 5,010,000円</p> <p>2. 加算分単価</p> <p>(1) 研修受講支援加算 1 か所当たり年額 300,000円</p> <p><u>※看護師等及び保育士等が認定特定行為業務従事者となるための研修以外の研修を受講する場合も対象とする(令和5年度補正予算分)</u></p> <p>(2) 保育補助者配置加算 1 か所当たり年額 2,232,000円</p> <p>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1 自治体当たり年額 2,232,000円</p> <p>※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額130,000円を加算する。</p> <p>(4) ガイドライン策定加算 1 自治体当たり年額 577,000円</p> <p>(5) 検討会等設置加算 1 自治体当たり年額 360,000円</p> <p><u>(6) 医療的ケア児の備品補助</u> 1 か所当たり年額 100,000円</p> <p><u>(7) 災害対策備品整備</u> 1 か所当たり年額 100,000円</p> <p><u>※(1) 研修受講支援加算は単独で補助することを可能とする。</u></p>				<p>は5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000円を加算する。</p> <p>2. 加算分単価</p> <p>(1) 研修受講支援加算 1 か所当たり年額 300,000円</p> <p>(2) 保育補助者配置加算 1 か所当たり年額 2,170,000円</p> <p>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1 自治体当たり年額 2,170,000円</p> <p>※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額130,000円を加算する。</p> <p>(4) ガイドライン策定加算 1 自治体当たり年額 560,000円</p> <p>(5) 検討会等設置加算 1 自治体当たり年額 360,000円</p>				<p>新規追加</p> <p>対象の追加</p> <p>単価改正</p> <p>単価改正</p> <p>単価改正</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加</p>
<u>5</u> 保育所等における要支援児童等対策推進事業	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>4</u> 保育所等における要支援児童等対策推進事業	市町村(札幌市、旭川市、	1 か所当たり年額 4,567,000円	保育所等における要支援児童等対策推進事業を実施す	3/4以内	番号整理

(略)					「多様な保育促進事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第4号)の別添8に定める「保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱」により、市町村が行う事業	函館市を除く。	るために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金			
6 放課後居場所緊急対策事業 (略)	(略)	1か所当たり年額 <u>1,063,000円</u> ・開設準備経費(改修費等) 500,000円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切捨て)とする。	(略)	(略)	5 放課後居場所緊急対策事業 「放課後児童対策支援事業の実施について」(平成31年3月29日子発0329第2号)の別添1に定める「放課後居場所緊急対策事業実施要綱」により、市町村が行う事業。	市町村(札幌市、旭川市、函館市を含む。)	1か所当たり年額 <u>1,042,000円</u> ・開設準備経費(改修費等) 500,000円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切捨て)とする。	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1/3以内	番号整理、単価改正
7 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 (略)	(略)	1. 認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 588,000円 2. 認可化移行助言指導支援 1施設当たり 525,000円 3. 指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 787,000円 4. 認可化移行移転費等支援事業 (1) 移転費 1施設当たり <u>1,311,000円</u> (2) 仮設設置費 1施設当たり <u>4,150,000円</u>	(略)	(略)	6 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第30号)の別添3に定める「認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業。	市町村(札幌市、旭川市、函館市を含む。)	1. 認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 588,000円 2. 認可化移行助言指導支援 1施設当たり 525,000円 3. 指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 787,000円 4. 認可化移行移転費等支援事業 (1) 移転費 1施設当たり <u>1,217,000円</u> (2) 仮設設置費 1施設当たり <u>3,853,000円</u>	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、工事請負費、需用費(消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/4以内	番号整理  単価改正 単価改正
8 保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童ク	(略)	(1) 基本改善事業 <u>保育所等設置促進等事業、病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業</u>	(略)	(略)	7 保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童ク	市町村(札幌市、旭川市、函館市を	(1) 基本改善事業	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需	2/3以内	国要綱改正に合わせ文言の修正

<p>ラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業、新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業を除く。)</p> <p>(略)</p>		<p>1施設当たり 7,200,000円 <u>ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業</u> 1施設当たり 100,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業、感染症対策のための改修整備等事業、保育環境向上等事業 1施設当たり 1,029,000円</p>		<p>ラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を除く。)</p> <p>「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第30号)の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により、市町村が行う事業。</p>		<p>1施設当たり 7,200,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業、感染症対策のための改修整備等事業、保育環境向上等事業 1施設当たり 1,029,000円</p>	<p>用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃貸料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>		<p>新規追加 文言修正</p>
<p>9 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業</p> <p>(略)</p>	(略)	<p>(1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 354,000円</p> <p>(2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円</p>	(略)	(略)	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	<p>(1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 353,000円</p> <p>(2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円</p>	<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費</p>	3/4以内	<p>番号整理 単価改正</p>
<p>10 認可化移行運営費支援事業</p> <p>(略)</p>	(略)	<p>運営費支援</p> <p>1 基本部分(児童1人当たり月額)</p> <p>(1) 以下の職員配置基準において必要とされる職員の9割以上について保育士資格又は看護師(准看護師を含む。以下「看護師等」という。)の資格を有する者を</p>	(略)	(略)	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	<p>運営費支援</p> <p>1 基本部分(児童1人当たり月額)</p> <p>(1) 以下の職員配置基準において必要とされる職員の9割以上について保育士資格又は看護師(准看護師を含む。以下「看護師等」という。)の資格を有する者を</p>	<p>認可化移行運営費支援事業の実施に必要な経費</p>	1/4以内	番号整理

配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等

別添1-1及び別添1-2に掲げる各区分に応じて定められた基本分単価及び加算・減算単価の合計から利用者負担の上限額を控除した額を基準額とする。

(2) 以下の職員配置基準において必要とされる職員の6割以上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等((1)の施設を除く)

別添2-1及び別添2-2に掲げる各区分に応じて定められた基本分単価及び加算・減算単価の合計を基準額とする。

(3) 以下の職員配置基準において必要とされる職員の1/3以上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等((1)及び(2)の施設を除く)

別添3-1及び別添3-2に掲げる各区分に応じて定められた基本分単価及び加算・減算単価の合計を基準額とする。

(4) 以下の職員配置基準において必要とされる職員の1/4以上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等((1)、(2)及び(3)の施設を

により、市町村が行う事業。

配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等

別添1-1及び別添1-2に掲げる各区分に応じて定められた基本分単価及び加算・減算単価の合計から利用者負担の上限額を控除した額を基準額とする。

(2) 以下の職員配置基準において必要とされる職員の6割以上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等((1)の施設を除く)

別添2-1及び別添2-2に掲げる各区分に応じて定められた基本分単価及び加算・減算単価の合計を基準額とする。

(3) 以下の職員配置基準において必要とされる職員の1/3以上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等((1)及び(2)の施設を除く)

別添3-1及び別添3-2に掲げる各区分に応じて定められた基本分単価及び加算・減算単価の合計を基準額とする。

(4) 以下の職員配置基準において必要とされる職員の1/4以上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等((1)、(2)及び(3)の施設を

除く)

別添４－１及び別添４－２に掲げる各区分に応じて定められた基本分単価及び加算・減算単価の合計を基準額とする。

(職員配置基準)

- ① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項

※ 地域区分については、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「公定価格基準」という。）別表第一による区分を適用するものとする。

※ 年齢区分については、前年度の3月31日の満年齢によるものとする。

※ 9割以上施設における基準額については、次の算式により算定した額の合計から利用者負担額の上限額を控除した額とし、その他の施設等における基準額については、次の算式により算定した額の合計とすること。

利用者負担額の上限額については、3歳未満児（満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの間の児童を含む。以下同じ。）のうち法第30条の11第1項の確認を受け

除く)

別添４－１及び別添４－２に掲げる各区分に応じて定められた基本分単価及び加算・減算単価の合計を基準額とする。

(職員配置基準)

- ① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項

※ 地域区分については、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「公定価格基準」という。）別表第一による区分を適用するものとする。

※ 年齢区分については、前年度の3月31日の満年齢によるものとする。

※ 9割以上施設における基準額については、次の算式により算定した額の合計から利用者負担額の上限額を控除した額とし、その他の施設等における基準額については、次の算式により算定した額の合計とすること。

利用者負担額の上限額については、3歳未満児（満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの間の児童を含む。以下同じ。）のうち法第30条の11第1項の確認を受け

た施設に入所している施設等利用給付認定子ども以外の児童は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条に従い保育標準時間認定の例により、それ以外の児童については「9割以上施設月額利用者負担額基準額表」により児童毎に算出するものとする。なお、月途中入所児童及び月途中退所児童の利用者負担の上限額については次の算式2または算式3の例により算出すること。

・算式1  
（各月初日の入所児童の場合）  
各区分に応じた基準額×その月の初日の年齢区分ごとの入所児童数

・算式2  
（月途中入所児童の場合）  
各区分に応じた基準額×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

・算式3  
（月途中退所児童の場合）  
各区分に応じた基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日  
（注）10円未満の端数は切り捨てる。

※ 別添5（9割以上施設月額利用者負担額基準額表）

※ 基本加算分及び特定加算分の適用については、公定価格基準及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月1

た施設に入所している施設等利用給付認定子ども以外の児童は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条に従い保育標準時間認定の例により、それ以外の児童については「9割以上施設月額利用者負担額基準額表」により児童毎に算出するものとする。なお、月途中入所児童及び月途中退所児童の利用者負担の上限額については次の算式2または算式3の例により算出すること。

・算式1  
（各月初日の入所児童の場合）  
各区分に応じた基準額×その月の初日の年齢区分ごとの入所児童数

・算式2  
（月途中入所児童の場合）  
各区分に応じた基準額×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

・算式3  
（月途中退所児童の場合）  
各区分に応じた基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日  
（注）10円未満の端数は切り捨てる。

※ 別添5（9割以上施設月額利用者負担額基準額表）

※ 基本加算分及び特定加算分の適用については、公定価格基準及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月



[9日こ成保38・5文科初第483号](#) [こども家庭庁成育局長](#)・文部科学省初等中等教育局長連名通知)の例によるものとする。なお、減価償却費加算及び賃借料加算の対象となる施設等は、移行を目指す施設に係る以下の児童福祉施設設備運営基準又は家庭的保育事業等設備運営基準に規定する設備基準を満たす施設に限るものとする。

(設備運営基準)

- ① 保育所又は認定こども園への移行を目指す場合  
児童福祉施設設備運営基準第32条

※ 処遇改善等加算の算定方法等については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」([令和5年6月7日こ成保39・5文科初第591号](#) [こども家庭庁成育局長](#)・文部科学省初等中等教育局長連名通知)の例によるものとする。

なお、

- 第5の1による加算額の算定に用いる職員の数について、認定こども園への移行を希望する施設等については、別表中「保育所」を適用するものとする。
- 第5の2(1) [コ](#) i 中「月額4万円」とあるのは「9割施設においては月額36,000円、6割施設においては月額28,000円、1/3施設においては月額20,000円、

[23日付け府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号](#) [内閣府子ども・子育て本部統括官](#)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の例によるものとする。なお、減価償却費加算及び賃借料加算の対象となる施設等は、移行を目指す施設に係る以下の児童福祉施設設備運営基準又は家庭的保育事業等設備運営基準に規定する設備基準を満たす施設に限るものとする。

(設備運営基準)

- ① 保育所又は認定こども園への移行を目指す場合  
児童福祉施設設備運営基準第32条

※ 処遇改善等加算 [I](#) 及び [処遇改善等加算 II](#) の算定方法等については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 [I](#) 及び [処遇改善等加算 II](#) について」([令和2年7月30日付け府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号](#) [内閣府子ども・子育て本部統括官](#)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知)の例によるものとする。

なお、

- 第5の1による加算額の算定に用いる職員の数について、認定こども園への移行を希望する施設等については、別表中「保育所」を適用するものとする。
- 第5の2(1) [ク](#) i 中「月額4万円」とあるのは「9割施設においては月額36,000円、6割施設においては月額28,000円、1/3施設においては月額20,000円、

こども家庭庁移管に伴う文言整理

文言整理

文言整理

こども家庭庁移管に伴う文言整理

1 / 4 施設においては月額12,000円」と、「月額5千円以上月額4万円未満」とあるのは「9割施設においては月額4,500円以上月額36,000円未満、6割施設においては月額3,500円以上月額28,000円未満、1 / 3 施設においては月額2,500円以上月額20,000円未満、1 / 4 施設においては月額1,500円以上月額12,000円未満」とする。  
・ 第5の2(1)コii 中「月額5千円」とあるのは「9割施設においては月額4,500円、6割施設においては月額3,500円、1 / 3 施設においては月額2,500円、1 / 4 施設においては月額1,500円」とする。

2 基本部分（平成30年度経過措置分）（児童1人当たり月額）

（略）

1 / 4 施設においては月額12,000円」と、「月額5千円以上月額4万円未満」とあるのは「9割施設においては月額4,500円以上月額36,000円未満、6割施設においては月額3,500円以上月額28,000円未満、1 / 3 施設においては月額2,500円以上月額20,000円未満、1 / 4 施設においては月額1,500円以上月額12,000円未満」とする。  
・ VIの2(2)キ 中「月額5千円」とあるのは「9割施設においては月額4,500円、6割施設においては月額3,500円、1 / 3 施設においては月額2,500円、1 / 4 施設においては月額1,500円」とする。

2 基本部分（平成30年度経過措置分）（児童1人当たり月額）

平成30年度において、本事業による補助を受けていた施設等について、特段の理由がある場合に限り、1の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。

（1）1に掲げる基準において必要とされる職員全てについて保育士資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等

別添6に掲げる各区分に応じ定められた基本単価を基準額とする。

（2）1に掲げる基準において必要とされる職員の6割以上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者

文言整理

3 基本部分（平成29年度経過措置分）（児童1人当たり月額）

（略）

を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等（（1）の施設を除く）

別添7に掲げる各区分に応じて定められた基本単価を基準額とする。

（3）1に掲げる基準において必要とされる職員の1/3以上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園へ移行を希望する施設等（（1）及び（2）の施設を除く）

別添8に掲げる各区分に応じて定められた基本単価を基準額とする。

3 基本部分（平成29年度経過措置分）（児童1人当たり月額）

平成29年度において、本事業による補助を受けていた施設等について、特段の理由がある場合に限り、1及び2の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。

（1）1に掲げる基準において必要とされる職員全てについて保育士資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等

- ・ 4歳以上児 18,000円
- ・ 3歳児 22,000円
- ・ 1・2歳児 57,000円
- ・ 乳児 107,000円

（2）1に掲げる基準において必要とされる職員の6割以

上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園への移行を希望する施設等（（１）の施設を除く）

- ・ 4歳以上児 15,000円
- ・ 3歳児 18,000円
- ・ 1・2歳児 48,000円
- ・ 乳児 89,000円

（３） １に掲げる基準において必要とされる職員の1/3以上について保育士資格又は看護師等の資格を有する者を配置する認可保育所、認定こども園へ移行を希望する施設等（（１）及び（２）の施設を除く）

- ・ 4歳以上児 12,000円
- ・ 3歳児 15,000円
- ・ 1・2歳児 39,000円
- ・ 乳児 72,000円

（４） 都道府県協議会加算（児童1人当たり月額）

（１）、（２）及び（３）について、支援法則第14条第4項に定める都道府県が組織する協議会に参加する場合に、基本単価に加え、保育士資格又は看護師等の資格を有する者の割合により、別添6から別添8に掲げる地域区分等に応じて定められた都道府県協議会加算を基準額とする。

※ 基準額については、1に掲げる算式1～3により算定した額の合計額とすること。

4 保育サポーター加算  
1に掲げる基準において必要とされる職員に4割を乗じて得

4 保育サポーター加算

（略）

		<p>5 認可外保育施設開設準備費 加算</p> <p>(略)</p>			<p>た職員（小数点以下切り捨て） 1人当たり 月額140,800円</p> <p>※ 「国家戦略特別区域における 地方裁量型認可化移行施設の 設置について」（平成31年3月 29日子発0329第7号厚生労働省 子ども家庭局長通知）に基づ き設置される「地方裁量型認可 化移行施設」であって、以下を すべて満たすものを加算の対 象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6割施設に該当すること</li> <li>・ 1に掲げる基準において必要とされる職員数を2割以上上回る職員が配置されていること</li> <li>・ 上記により必要とされる職員のうち、保育士資格又は看護師等の資格を有する者以外の職員が保育の質の確保に向け、市町村が適当と認める研修を受講していること</li> </ul> <p>5 認可外保育施設開設準備費 加算 定員1人当たり 7,500円</p> <p>※ 新設または定員を増やす場 合に限り、定員を増やした場 合は増加した定員について加 算の対象とする。</p>		
--	--	---	--	--	--	--	--

(注) 医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する市町村については補助率を5/6とすることができる。

- ・ 医療的ケア児について、3年後の保育所等での受入人数（見込み）が保育所等の利用を希望する人数（見込み）以上であること。

(注) 医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する市町村については補助率を5/6とする。

- ・ 3年後の医療的ケア児の保育所等の利用を希望する人数（見込み）に対して、医療的ケア児の受入人数（見込み）が上回ること。

文言整理  
文言整理